

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県土砂の適正処理に関する条例		
条 例 番 号	平成11年神奈川県条例第3号	法 規 集	第11編第6章
所 管 部 局 室 課	県土整備部技術管理課		
条 例 の 概 要	土砂の適正処理を推進するために、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害発生を防止し、県民生活の安全を確保するためには、既存の法令や市町村条例では対応に限界があるため、本条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例制定前は年間10件以上あった土砂の不法投棄件数は年間数件以下にまで大幅に減少し、また、平成16年に、行為者の資力信用や請負人の施工能力を許可の基準に加える改正を行って以降、許可地における大規模な土砂崩落事故等は発生しておらず、本条例は有効に機能している。	許可件数 H20年度 21件 H19年度 15件 H18年度 13件 H17年度 8件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	土砂の搬出、搬入や埋立について必要な事項を定め、事業者への指導等を行う内容となっており、土砂の適正な処理の推進が図られている。また、届出、許可が必要となる規模も、市町村との役割分担や他県の状況などから見て適正なものといえ、効率的な内容となっている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	神奈川力構想・実施計画の戦略プロジェクトにおいて、不法投棄対策の推進として、本条例の運用のための建設発生土監視パトロールが掲げられており、本条例は県の基本方針に即したものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	土砂の埋立行為を許可制とし、土砂の搬出について処理計画の届出義務を課し、災害防止のための土砂搬入禁止区域の指定等県民に義務を課す規定を有するが、土砂の適正処理の推進を図るために合理的な範囲内であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無